

特定非営利活動法人津市スポーツ協会 表彰等規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人津市スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第5条の規定により、本会の振興発展に多大な貢献を果たしたものの、又はスポーツ大会において優秀な成績を収め、他の模範となったものなどについて顕彰及び推薦することを目的とする。

(事項)

第2条 本会は、次の各号の一に該当するものをこの規程の定めるところによって表彰及び推薦する。

- (1) 本会の振興発展のため多大な貢献を果たし、その功績が顕著であるもの
- (2) スポーツ大会において、優秀な成績を収め、特に他の模範とするにたるもの
- (3) その他本会において、表彰及び推薦する必要があると認めたもの

(選考)

第3条 被表彰者の選考は会長が行い、理事会の議決により決定する。

- 2 被推薦者として、社会体育事業に多大な貢献を果たしたものを国県などに推薦する場合は、理事会の承認を受けるものとする。

(方法)

第4条 表彰は、表彰状又は感謝状を贈って行う。但し、金品を加贈することができる。

- 2 推薦は、推薦資格に該当するものを行う。

(時期)

第5条 表彰は年1回行う。但し、該当者が無いときはその限りでない。なお、特に必要がある時はその都度行う。

- 2 推薦は、国縣市などから照会があった時に行う。
- 3 被表彰者が表彰の時期に転勤、退職、及び死亡などした場合も、表彰の対象とする。
- 4 被推薦者が推薦の時期に転勤、退職、及び死亡などした場合も推薦の対象とする。

(委任)

第6条 この規程のほか必要な事項は、別に定める。

附則

- 1 この規程は、本会成立の日より施行する。
- 2 この規程第2条第1項各号に該当するものは、旧津市体育協会表彰等規程で対象となるものを含むものとして適用する。